平成２４年（フ）第４４４号
静岡県浜松市西区村櫛町4375番地
破産者　湯澤　正彦
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４６７号
静岡県磐田市天龍194番地１　オークヒルズ天竜301号
破産者　伊能　春尚
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
奈良市茗荷町1059番地
破産者　中野　　勝
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
島根県益田市市原町イ633番地10
破産者　城市　禮二
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１４１号
香川県高松市新田町甲1486番地１
破産者　筒井　伸治
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０６号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1364番地11
破産者　隆　　範雄
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７４号
愛媛県松山市祝谷東町812番地１　ガーデンヒル道後406号
破産者　上田　健二
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７７号
愛媛県松山市居相３丁目14番７号
破産者　白石　勝義
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
長崎県諫早市久山町1434番地13　コーポカレン301号、前住所長崎県諫早市貝津町2669番地５
破産者　今井　直行
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５２号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井団地５―205
破産者　栄野比紋子
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３２４７号
札幌市西区西野５条８丁目12番５号
破産者　木下　邦夫
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４号
札幌市東区北44条東２丁目２番22号　リライアンス四葉101号、開始決定時の住所札幌市北区太平７条４丁目３番10号
破産者　佐藤　啓一
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４０号
埼玉県川越市小仙波町３丁目21番地１
破産者　平野　勇次
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５号
新潟県佐渡市戸地807番地
破産者　金津　孝之
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１２２２号
静岡県浜松市中区富塚町2920番地の42、住民票上の住所愛知県あま市本郷柿ノ木28番地ハマカーサＡ―２号
破産者　山田　　晃
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
京都府京丹後市峰山町菅248番地の８、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市弥栄町吉沢987番地
破産者　番場　保行
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第５号
北海道滝川市滝の川町東２丁目13番１―1008号滝の川団地、開始決定時の住所北海道滝川市滝の川町東２丁目８番12号
破産者　松嶋　勝善
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係